

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三菱瓦斯化学株式会社			コード	4182
提出日	2020/5/29	異動（予定）日	2020/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	谷川 和生	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	佐藤 次雄	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
3	広瀬 晴子	社外取締役	○													○	新任	有
4	鈴木 徹	社外取締役	○										△				新任	有
5	木村 高志	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
6	松山 保臣	社外監査役	○										△				訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	谷川和生氏は2011年6月まで株式会社東芝の業務執行者でしたが、退任後すでに8年以上が経過しています。当社は同社との間に製品の販売等の取引関係がありますが、その額は2020年3月期連結売上高の1%未満です。 同氏は、2015年5月まで当社の取引先である一般社団法人企業研究会に在籍していましたが、退任後既に5年以上が経過しております。当社は同社との間に講習会参加等の取引関係がありますが、その額は2020年3月期で3百万円と僅少です。	谷川和生氏は、グローバルに事業展開を行う会社等における長年の経験と経営者としての経営全般にわたる見識と経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を頂いていることから、今後も当社の意思決定の妥当性・適正性の確保に十分な役割を果たせるものと考えております。また、株式会社東京証券取引所の定める基準を満たしていることに加え、当社が制定した基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
2	当社は佐藤次雄氏が名誉教授を務めている東北大学との間に共同研究対価支払等の取引関係がありますが、その額は2020年3月期で6百万円と僅少です。	佐藤次雄氏は、無機材料化学をはじめとした幅広い化学の分野で高度な専門知識を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を頂いていることから、今後も当社の意思決定の妥当性・適正性の確保に十分な役割を果たせるものと考えております。同氏は、当社の社外取締役となった以外、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、大学研究機関の要職を歴任しており、社外取締役としての職務を引き続き適切に遂行いただけるものと考えております。また、株式会社東京証券取引所の定める基準を満たしていることに加え、当社が制定した基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
3	該当ありません。	広瀬晴子氏は、長年にわたる豊富な国際経験と見識を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を頂けるものと考えております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で過去に会社の経営に直接関与した経験はありませんが、国際機関等の要職を歴任しており、当社の意思決定の妥当性・適正性の確保に十分な役割を果たせるものと考え、社外取締役候補者いたしました。また、株式会社東京証券取引所の定める基準を満たしていることに加え、当社が制定した基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
4	鈴木徹氏は2017年6月まで三井物産株式会社の業務執行者でしたが、退任後すでに2年以上が経過しています。当社は同社との間に製品の販売等の取引関係がありますが、その額は2020年3月期で当社連結売上高の1%未満です。また、当社は同社との間に原材料の購入等の取引関係がありますが、その額は2020年3月期で同社連結売上高の1%未満です。	鈴木徹氏は、グローバルに事業展開を行う会社における長年の経験と経営者としての経営全般にわたる見識と経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を頂けるものと考えておりますことから、当社の意思決定の妥当性・適正性の確保に十分な役割を果たせるものと考えております。また、株式会社東京証券取引所の定める基準を満たしていることに加え、当社が制定した基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
5	木村高志氏は2009年9月まで株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の業務執行者でしたが、退任後すでに10年以上が経過しています。当社は同行との間に資金借入等の取引関係がありますが、同行からの借入額は、2020年3月末で連結総資産の2.1%未満です。 また、同行は当社の株式を保有しておりますが、その比率は発行済株式総数の1.2%です。	木村高志氏は、金融機関等における長年の経験と経営者としての経営全般にわたる見識と経験を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役の職務の執行の適法性、適正性の確保の観点から、社外監査役として適任であると考えております。また、株式会社東京証券取引所の定める基準を満たしていることに加え、当社が制定した基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
6	松山保臣氏は2013年7月まで日本生命保険相互会社の業務執行者でしたが、退任後すでに6年以上が経過しています。当社は同社との間に資金借入等の取引関係がありますが、同社からの借入額は、2020年3月末で連結総資産の0.8%未満です。 また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その比率は発行済株式総数の3.9%です。	松山保臣氏は、金融機関等における長年の経験と経営者としての経営全般にわたる見識と経験を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役の職務の執行の適法性、適正性の確保の観点から、社外監査役として適任であると考えております。また、株式会社東京証券取引所の定める基準を満たしていることに加え、当社が制定した基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しています。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。